

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種の指定 (雇用対策課) 二
- 指定管理者の変更の届出 (観光政策課) 二
- 沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託 (水産業振興課) 二
- 林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託 (林業振興課) 三
- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 三
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (三件) (同) 三
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 四
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 五
- 土地区画整理組合の定款変更の認可 (同) 五
- 海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 (二件) (教育庁高校教育課) 五
- 証票の無効 五
- 労働委員会 五
- 宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示 六

ページ

告 示

○宮城県告示第二百八十九号
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。
令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇二二〇二二四	ポップ石巻中里教室 石巻市東中里二丁目 五番二一四号	児童発達支援・ 放課後等デイサ ービス	株式会社グロ ウアップウイ ズ	令和四年四月 一日
○四五二二〇〇五七〇	運動特化型放課後等 デイサービスJum p 登米市迫町佐沼字中 江三丁目五番三	放課後等デイサ ービス	株式会社ぼら りす	令和四年四月 一日
○四五二五〇〇八一三	放課後等デイサービ スクろっく 大崎市古川穂波四丁 目二一四	放課後等デイサ ービス	合同会社リレ ーション	令和四年四月 一日
○四五二五〇〇八二二	放課後等デイサービ スころんII 大崎市松山金谷字沢 前三四一	放課後等デイサ ービス	一般社団法人 ころん	令和四年四月 一日
○四五二八〇〇二〇四	PCCC大崎西II 加美郡加美町字裏 八番二一	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人みいつ	令和四年四月 一日
○四五三二〇〇一三三	そよ風こだま 遠田郡美里町字桜木 町一八五	放課後等デイサ ービス	有限会社タツ クス	令和四年四月 一日

○宮城県告示第二百九十号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の規定により告示する。
令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇五〇〇六一五	サンシャイン福祉合同会社 気仙沼市松崎五駄鱈二 三番地二	短期入所	サンシャイン福祉合同会社	令和四年三月二十五日
〇四一〇七〇〇六八六	有限会社やよい 名取市高館熊野堂字 岩口下四六番地の一	居宅介護・重度 訪問介護	有限会社やよい	令和四年四月一日
〇四一一五〇〇九三七	カーサフェリス千手寺 大崎市古川千手寺町 一丁目七番三一号	短期入所	有限会社太陽	令和四年四月一日
〇四一一五〇〇九四五	まはろヘルパーステーション 大崎市古川休塚中谷 地三番地一	居宅介護・重度 訪問介護	まうるる株式会社	令和四年四月一日
〇四二二一〇〇一〇九	はらから蔵王塾（食 彩工房はらから） 刈田郡蔵王町大字円 田字釜沢一三番一	就労継続支援B 型	社会福祉法人 はらから福祉 会	令和四年四月一日
〇四二二七〇〇七六七	ソクイ大和 黒川郡大和町吉岡字 天皇寺八七	居宅介護・重度 訪問介護	株式会社ソクイ	令和四年四月一日
〇四二二五〇〇八〇二	カーサフェリス千手 寺 大崎市古川千手寺町 一丁目七番三一号	共同生活援助	有限会社太陽	令和四年四月一日

〇宮城県告示第二百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四二〇二二〇〇二二	「十夢」湊 石巻市湊字鳥井崎一 八	共同生活援助	社会福祉法人 石巻祥心会	令和四年四月一日

〇宮城県告示第二百九十二号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、公益社団法人宮城県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同法第四項の規定により告示する。
令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定をした市町村の区域、業種及び職種

区域	業 種	職 種
大河原町	九―食品品製造業	K―七十八 業 その他の運搬・清掃・包装等の職 業

注 業種は日本標準産業分類（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類の中分類に定める区分による。

二 指定年月日

令和四年三月三十日

〇宮城県告示第二百九十三号

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり変更の届出があつた。

令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県御崎野営場

二 変更事項

指定管理者の名称

変更後	変更前
一般社団法人気仙沼市観光協会	一般社団法人気仙沼観光コンベンション協会

三 届出年月日

令和四年四月一日

〇宮城県告示第二百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を令和四年三月二十三日次のとおり委託した。

令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を令和四年三月十四日次のとおり委託した。

令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

角田市毛萱字堂ノ入八十八番地二

柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地一

伊具郡丸森町字田町南一番地一

白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六

黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地二十三

仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一

大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一

栗原市栗駒桜田街道西十一番地九十六

登米市登米町大字日根牛小池百番地

登米市東和町米川字小田百十番地一

登米市津山町柳津字小麻七十八番地

気仙沼市本吉町坊の倉八番地一

気仙沼市赤岩牧沢四十四番地

本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地三

石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一

仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号

仙南中央森林組合

川崎町森林組合

丸森町森林組合

白石蔵王森林組合

黒川森林組合

宮城中央森林組合

大崎森林組合

栗駒高原森林組合

登米町森林組合

東和町森林組合

津山町森林組合

本吉町森林組合

気仙沼市森林組合

南三陸森林組合

石巻地区森林組合

宮城県森林組合連合会

仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号

宮城県木材協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町宮字西堀添大縄場八一の四

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東松島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

令和四年四月十五日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
株式会社シビルエンジン ア 林 健一郎	登米市南方町天沼八十六番地五	般一三 第二万二千六百八十九号

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確知できず、令和四年三月四日付け宮城県告示第百十二号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

○宮城県告示第百一十号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

新太子堂北地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百一十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取市飯野坂東部土地区画整理組合

二 事務所の所在地

名取市増田二丁目二番二十号

三 設立認可の年月日

令和三年三月十日

四 変更の内容

役員の数

（変更前）第十条 この組合の役員の数数は、理事九人、監事二人とする。

（変更後）第十条 この組合の役員の数数は、理事七人、監事二人とする。

五 変更認可の年月日

令和四年四月八日

○宮城県告示第百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の石巻市水産物地方卸売市場石巻売場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。

令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県石巻市魚町二丁目十四番地

石巻魚市場株式会社

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第百四十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼市魚市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。

令和四年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県気仙沼市魚市場前八番二十五号

気仙沼漁業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、令和四年四月四日以降無効とする。

令和四年四月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

記

証 票 番 号 第三号の〇〇四

労 働 委 員 会

○宮城県労働委員会会長令第1号
 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱してゐる宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。
 令和四年四月十五日

宮城県労働委員会
 会 長 水 島 隆 子

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(令和4年4月1日現在)

氏 名	現 職	主 要 経 歴	委 嘱 年 月 日
水 野 紀 子	宮城県労働委員会委員 宮城大学法学部教授	東北大学大学院法学研究科 長	令4. 4. 1
岡 崎 貞 悦	宮城県労働委員会委員 弁護士	弁 護 士	令4. 4. 1
豊 田 耕 史	宮城県労働委員会委員 弁護士	弁 護 士	令4. 4. 1
佐々木 く み	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教 授		令4. 4. 1
桑 村 裕 美 子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学部研究科教授		令4. 4. 1
佐々木 弘 昭	宮城県労働委員会委員 宮城労働組合宮城支部執行委 員長	日本労働組合総連合会宮城 県連合会執行委員	令4. 4. 1
加 藤 仁 仁	宮城県労働委員会委員 宮城労働組合宮城支部支部長	U A センゼン山形県支部支 部長	令4. 4. 1
高 橋 京	宮城県労働委員会委員 国立大学法人東北大学職員組合 書記次長		令4. 4. 1

星 幸 司	宮城県労働委員会委員 日本労働組合同会宮城県連 合会事務局長		令4. 4. 1
佐 竹 一 則	宮城県労働委員会委員 日本労働組合同会宮城県連 合会副事務局長		令4. 4. 1
大 内 栄 治	宮城県労働委員会委員	株式会社七十七銀行取締役	令4. 4. 1
伊 藤 光 芳	宮城県労働委員会委員	株式会社山製作所執行役 員管理本部長	令4. 4. 1
成 田 努	宮城県労働委員会委員 宮城経済協会の 専務理事	東北電力株式会社ビジネス サポート本部人財部部長	令4. 4. 1
小野木 克 之	宮城県労働委員会委員 株式会社河北新報社 代表取締役社長	株式会社河北新報社専務取 締役	令4. 4. 1
桑 原 秀 明	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社ビジネス サポート本部人財部部長		令4. 4. 1
小 松 直 子	宮城県労働委員会事務局長		令4. 4. 1
岩 崎 謙 二	宮城県労働委員会事務局 副事務局長		令4. 4. 1